

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	まじま 隆英
視察地	兵庫県洲本市		
調査事項	洲本市議会におけるハラスメント防止の取り組みについて		
視察年月日	2024年7月9日		
視察内容	☆議会基本条例、ハラスメント防止条例について（経過や概要等） ・議会基本条例については議員定数削減が求められたことをきっかけに、議会活動の理解を得るために委員会を立ち上げ議会基本条例の制定に努めた。4年を1期としてどれだけ達成できたか検証をしている。 ・ハラスメント防止条例については、平成18年6月27日に制定された政治倫理条例の規定に沿った内容としている。ハラスメントの定義や根拠は市長部局の法制担当と協議を重ねた。ハラスメントを行った議員を制裁的公表の対象とする。違反行為の要件が明確になるよう規定した。違反行為の要件については人事院規則や先行した自治体の条例等を参考にしている。 ・洲本市議会におけるハラスメント防止条例については議員間、議員から市長等、議員から事務局職員を対象としている ・相談や窓口対応は規定していない。 ・ハラスメントの申し出があった場合は、議員へ確認を行う。その際には議員（議運委員長）と事務局長が対応している。 ・条例第7条においてハラスメント審査会の設置が位置付けられ、会派所属人数に応じて6名で構成されている。 ・条例第9条でプライバシー保護を謳い、2次被害が発生しないよう努めている。 ・条例に罰則規定を設けるかについては、公表が罰則に値するが、事案として2次被害が発生する事態となっていることから見直しが必要との認識。条例で規定した部分と施行規程で運用している部分があるとの事。罰則については検察との協議が必要になるが選択肢の1つと考えている。 （視察後の所感） ・ハラスメント防止条例の目的は「信頼される議会の実現に資する」とあり、あらためて議員の倫理意識の向上が求められていると感じました。 ・旭川市議会においても、立法事実がないわけではないと思いますので、条例を整備することで議会内でのハラスメントに対する意識が高まるのではないかと感じました。市民に対してもハラスメントは許されないという強い意思を示すことができるとは思います。 ・10条の条文からなるハラスメント防止条例には、定義や議員の責務などの他、公表や審査会についても定められています。当事者が納得できる結論を得るために審査会の設置は大変重要だと思われます。洲本市議会では審査会で一定の効果が発揮されていると説明を受けました。私自身はより専門的かつ客観的な結論を出すために（より複雑化する事例に対応するために）第三者委員会の検討も必要ではないかとも感じたところです。 ・2024年1月に具体的事案が1件生じていると伺いました。何をどう公表するのか難しい判断だったと思われます。旭川市議会においても公表するのか、どう公表するのかなど検討が		

(様式)

必要と感じました。

※ 「視察内容」欄には，調査結果に対する意見，本市における実施の可能性，課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	まじま 隆英
視察地	三重県四日市市		
調査事項	四日市市議会におけるハラスメント防止の取り組みについて		
視察年月日	2024年7月10日		
視察内容	☆ハラスメント防止対策について（経過や概要等） ・議会基本条例の第32条において政治倫理（議員は選挙で選ばれた市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない）が記されている。 ・令和2年度議員政策研究会の提言を受け、令和4年3月に市議会ハラスメントの防止等に関する条例が制定・施行された。 ・政治倫理要綱は政治倫理基準を広く規定、基準違反の場合は議員で構成される政治倫理審査会が審査する。ハラスメント防止条例は議会の中で、ハラスメント防止に向けた行動基準や何がハラスメントなのか明らかにしようとするものとなっている。具体的には行動指針に示されている。 ・職員を対象としたハラスメント要綱には、行政内部での委員会が事案の調査を実施することを規定している。議員は対象外であった。そのため、議員政策研究会の提言と議会改革検討会の答申を受けて、検討が始まった。 ・事案が発生した時の対応。議会事務局が相談窓口となっている。調査委員会の取り決めがないため、被害を申告した職員から事務局の管理職が話を聞きプライバシーに配慮している。議長への報告。状況によっては顧問弁護士との相談を考えている。 ・条例ができて2年ほどで件数が少なく、手探りの状況で対応している。抑止策については検討課題と捉えている。 ・ハラスメントの公表については、検討当時に具体的事案がなかった。そのため、制裁的な対応は合意形成が難しいと考え盛り込まれなかった。 ・ハラスメントを行った議員に対する制裁については、まず事実確認から始め、それ以上のものが必要な場合はその都度考える。 ・相談体制の整備については綿密に整備されていない状況。事案についての対応は行動指針に示された2つのパターンを想定している。 ・ハラスメントについては7件（アンケート結果によるもの）の事案が発生している。調査委員会が位置づけられていないことから、顧問弁護士の指導のもとに確認作業が行われている。 ・条例となった経緯については、「ハラスメントはあってはならない」ということを広く知らせるという意味も込めている。 ・議員に対しては、コンプライアンスやハラスメント等について研修会を毎年行っている。今後も計画的な実施を予定している。 （視察後の所感） ・四日市市議会におかれては、議会基本条例制定を通して、議員間の討議がすすみ、積極的に政策立案、政策提言が行われていることを知りました。今回のテーマであるハラスメント防止の取り組みも議案提案から始まっていて、条例制定につながるなど問題意識が高いことが伺わ		

(様式)

れます。また、全議員で構成される議員政策研究会（分科会と全体会）において課題（テーマ）に対して調査研究が活発に行われています。こうした考えは積極的に取り入れる必要があると感じました。

・ハラスメント防止を徹底するため、条例を実効性あるものにするために取り組みや体制を構築していくことが重要だと述べられました。確かに条例をつくって終わりという事にはならないことから、旭川市議会においても条例制定をしたとしても、不断の見直しが必要だと考えます。

・ハラスメントについては、ハラスメントをさせないと言う認識とハラスメントは人権の問題として『すべての人を守る』と言う考えを示していただきました。旭川市議会としてもハラスメントは人権の問題として捉えることが必要と感じました。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	まじま 隆英
視察地	長野県長野市		
調査事項	長野市議会におけるハラスメント防止の取り組みについて		
視察年月日	2024年7月11日		
視察内容	☆議会におけるハラスメント防止の取り組み経緯と概要等について ・令和3年8月25日に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いハラスメント防止の規定の整備、議員向けの研修などを推進していくことを決定した。同年9月27日に議員から威圧的な発言があったと市長から議長宛てに申し入れがあった。これを契機にハラスメント防止のための倫理規定を整備・検討がすすむこととなった。以降、議会運営委員会で検討がすすみ、令和4年1月に研修を行い、要綱制定に至った。 ・令和3年11月1日に「長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱（案）」（事務局案）をベースに検討が加えられた。（事務局案は人事院規則や他の中核市市議会の要綱を参考にされている） ・ハラスメントに関わる当初の協議機関は「会派代表者会議」が想定されていたが、長野市議会における会派代表者会議は決定機関ではないなどの点から、専門組織である「ハラスメント調査委員会」の設置が決まった。 ・ハラスメント調査委員会の調査後、結果を議会運営委員会に報告する。議会運営委員会で判断することとなっている。 ・しかし、現在のところハラスメント調査委員会が開催されていないことが示された。 ・長野市議会基本条例についてもご説明をいただいた。酒気帯び事件がきっかけとなったため、先に「議員政治倫理条例」を整備し、同年度に議会基本条例も整備することになった。そのため市民の意見を聞く時間にゆとりがなかったと反省の弁が述べられた。 （視察後の所感） ・当初の要綱の事務局案について、どの部分がどういう論点で修正が加わったのかよく把握できました。目的や定義なども大事だと承知していますが、調査委員会のあり方、ハラスメントを行った議員の公表などについての考え方を知ることができました。 ・ハラスメント調査委員会については質疑の中で、中立性が担保される委員会となる考え方が示されました。また、ハラスメント調査委員会の結果を判断するのは議会運営委員会が担うと説明を受けました。旭川市議会では議会運営委員会の委員の数は会派構成によることになります。考え方の整理が必要と感じました。 ・長野市議会ではハラスメント防止の意義や必要性について、ハラスメントにより議員活動が阻害されることが、市民を代表し、民意を市政に反映する議員の活動ができなくなることは絶対に避けなければならない。また、議会は言論の府として闊達に議論が行わなければならないと考えることからハラスメント防止強化は必要と述べられました。高い見識を示していただいたと感じています。 ・洲本市議会・四日市市議会ではハラスメント防止の条例が整備されていました。長野市議会		

(様式)

は要綱による対応ということです。何がどこまで必要なのかという議論と旭川ではアンケート調査も行っていることから分析をした内容を踏まえた対応が必要です。また、長野市議会においても今回の視察により見直しが必要という趣旨の発言があったことから、具体的な事案が発生すると足りない部分などが明確になってくると思います。適切な時期に見直しも必要かと思っています。

・長野市議会では議会提案で誹謗中傷条例を策定した。議員や会派が先進事例を学習し、政策提案につなげているとのこと。意識が高いと感じました。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。